

京都市宿泊税についてのお知らせ

京都市では2018年10月1日ご宿泊分から法定外目的税として宿泊税が導入されます。

宿泊税

宿泊料金 (サービス料を含む1人1泊あたりの室料)	税額
20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上	1,000 円

※宿泊税の課税額は、宿泊料金お一人様1泊に対する税額です。

※修学旅行その他学校行事に参加する方およびその引率の方は非課税となります。

宿泊税における宿泊料金とは、食事料金などを含まない、素泊まりの料金をいいます。

● 課税対象となるもの

- ・ 宿泊料金および宿泊料金に加算されるサービス料

● 課税対象外のもの

- ・ 消費税等に相当する金額
- ・ 宿泊以外のサービスに相当する料金

(食事、リラクゼーション、駐車場、ランドリーサービス、電話、会議室の利用などにかかる料金)

リンク)

京都市の宿泊税について、詳しくは京都市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000236/236952/chirashi.pdf>

以上